

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 4 月まで

当時、市役所から国民年金保険料の未納通知があり、私の父親から貰い、貯めていた約 50 万円の預金から国民年金保険料の未納分を一括で納付した記憶がある。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 4 月までの期間については、市の国民年金被保険者名簿の昭和 60 年度及び 61 年度の欄に「未納」、「61. 4. 4 納付書発行済」、「61. 4. 19 納付書発送」と記載されており、60 年度分の国民年金保険料について、現年度分として、納付書が発行されていることが推認できることから、「当時、市役所から国民年金保険料の未納通知があり、一括して納付した。」とする申立内容に不自然さは見られず、当該期間の国民年金保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの期間については、市の国民年金被保険者名簿では、申立人が、61 年 4 月 4 日に、厚生年金保険の資格喪失時の 59 年 1 月 26 日にさかのぼって国民年金に加入していることが確認でき、当時、市町村では、過年度分の国民年金保険料の納付書を発行できなかったことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が、昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和40年9月1日、資格喪失日は43年4月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年9月から42年9月までは1万8,000円、同年10月から43年3月までは2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月ごろから43年4月ごろまで

私は申立期間中、A社に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等において、昭和40年9月1日から43年4月21日までの期間について、申立人が申立期間当時に使用していたとする氏名と同姓同名、かつ、同一生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当該名簿において、申立人が挙げた元同僚4人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるとともに、4人全員の加入期間が申立期間の一部又は全部と重なっていることが確認できる。

さらに、元同僚は申立期間当時に申立人と一緒に勤務していたこと及び申立人と同姓の従業員は同社にいなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人に係る記録であると認められることから、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格について、昭和40年9月1日に取得し、43年4月21日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、昭和40年9月から43年3月までの標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者の記録から、40年9月から42年9月までは1万8,000円、同年10月から43年3月までは2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（昭和17年8月1日にB社C工場に名称変更。）における厚生年金保険の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は18年2月1日、また、申立人のB社D工場における資格取得日は18年2月1日、資格喪失日は20年12月15日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から同年9月までは80円、同年10月から18年1月までは50円、同年2月から20年11月までは60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年6月1日から20年ごろまで
社会保険事務所では、私が申立期間中に在籍していたA社（現在は、B社。）の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は昭和17年ごろに、同郷の同僚と一緒に当該事業所へ入社しており、この同僚には厚生年金保険の加入記録があるとのことである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳において、A社及び当該事業所を吸収合併したB社C工場における昭和17年1月1日（労働者年金保険法の被保険者期間の始期は昭和17年6月1日。）から18年2月1日までの期間及びB社D工場における18年2月1日から20年12月15日までの期間について、生年月日が1年のみ申立人と相違するものの、申立人の旧姓と同姓同名で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録

が確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社及びB社D工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿等において、申立人と同郷で一緒に入社したとする元同僚について、A社に係る昭和17年6月1日から18年2月1日までの期間及びB社D工場に係る18年2月1日から21年8月15日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、当該元同僚は申立人と一緒に勤務していたこと及び申立人と同姓の従業員は同社にいなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人に係る記録であると認められることから、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格について、A社において昭和17年6月1日に取得し、18年2月1日に喪失した旨の、また、B社D工場において18年2月1日に取得し、20年12月15日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者の記録から、昭和17年6月から同年9月までは80円、同年10月から18年1月までは50円、同年2月から20年11月までは60円とすることが妥当である。

鹿児島厚生年金 事案 281

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年5月21日に、資格喪失日に係る記録を同年7月30日とし、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から同年7月まで

私はA社B工場に昭和48年5月から同年7月まで勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私が持っている申立期間に係る昭和48年6月分及び同年7月分の給与支給明細書には、それぞれ厚生年金保険料の控除額が記載されている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与支給明細書及び現存するA社が保管する昭和48年8月支給賞与明細書等から、申立人は、申立期間当時、同社B工場に勤務し、昭和48年5月及び同年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、当該明細書に記載された出勤日数等から判断すると、申立人の被保険者期間は48年5月21日から同年7月30日までの期間であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和48年6月及び同年7月の給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社本社は、同社B工場に係る申立期間当時の社会保険関係書類が無く、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としているが、社会保険事務所が保管する同社B工場に係る被保険者名簿には、申立期間及びその前後に厚生年金保険被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上に、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後同資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年5月及び同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 6 月までの期間及び平成 2 年 11 月から 11 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 6 月まで
② 平成 2 年 11 月から 11 年 1 月まで

私の年金記録を確認したところ、昭和 60 年から国民年金の加入履歴が無いことが判明した。私は、国民年金保険料を納付書で納付した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 1 月に国民年金に加入し、54 年 8 月に厚生年金保険に加入するまでの間は、国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立期間①及び②については、申立人が当時、居住していた町及び区には申立人が国民年金の被保険者資格を喪失した 54 年 8 月以降、国民年金に加入した形跡が確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったと推認される。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び納付書の受領についての記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 34 年 3 月に高校卒業と同時に、私の両親が個人経営する建設会社に入社した。国民年金については、町内会の集金人に勧められ、私の母親が、私の分と一緒に加入手続を行い、私の国民年金保険料についても、母親が自分の分と一緒に集金人に納付していた。

私の母親の国民年金保険料は納付されており、私の母親が、私の保険料のみを納付しないはずはないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その母親と連番で払い出され、昭和 36 年 4 月から国民年金に加入していることが確認できるものの、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親については、市の国民年金被保険者名簿によると、厚生年金保険の加入期間を除く 36 年 4 月から 40 年 7 月までの期間及び 41 年 12 月から 47 年 9 月までの期間の国民年金保険料が、49 年 7 月に特例納付されていることが確認でき、母親が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人には、婚姻後の昭和 49 年 12 月に、その妻と連番で 2 回目の国民年金手帳記号番号が払い出されている上、夫婦共に申立期間直後の 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付及び過年度納付していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその母親には、当時の状況を確認することができないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年7月1日から37年5月1日まで
② 昭和39年11月10日から40年9月21日まで

私は、結婚のため昭和40年9月21日に事業所を退職し、同年10月3日に結婚式を挙げたので、脱退手当金が支給されたとする41年1月には事業所の所在地には住んでいなかった。当時、事業所から脱退手当金制度の説明は無く、脱退手当金を受給したことも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の被保険者原票に、脱退手当金を支給したことを示す「脱手.41.1.11」の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金については、支給額に誤りは無く、申立期間②の事業所を退職した約4か月後の昭和41年1月11日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間②当時、申立事業所の会計係で、被保険者原票に「脱」表示があった者によると、「当時、結婚退職した女性は、ほとんど脱退手当金を受給していたと思う。」と供述している上、申立人は、昭和40年9月21日に当該事業所を資格喪失後、59年1月4日に厚生年金保険に加入するまでの約18年間、国民年金及び厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 10 年 10 月 31 日まで

今回の申立てに先立つ平成 20 年 11 月に社会保険事務所の職員が来訪し、私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私は、昭和 45 年ごろから申立事業所に勤務し、申立期間当時は代表取締役であり、給料は 50 万円だったにもかかわらず、社会保険庁の記録では 9 万 2,000 円に引き下げられている。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額については、当初、50 万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所でなくなった日（平成 10 年 10 月 31 日）の後の平成 10 年 11 月 10 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 9 万 2,000 円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、登記簿では、申立人が申立期間を含む平成 7 年 5 月 31 日から現在まで、申立事業所の代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、平成 10 年 11 月 10 日付けの標準報酬月額の遡及訂正処理については、社会保険事務所からの連絡は無く、そのような届出を行った覚えも無いとしているものの、平成 9 年ごろから厚生年金保険料等を滞納していたこと、及び適用事業所でなくなった旨の届出を行ったことなど

を申立人自身が認めている上、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る滞納処分票では、社会保険事務所から保険料納付を強く要請され、納付方法等について両者が頻繁に協議していたことが確認できるところ、上記の遡及訂正処理に関して、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。